

○国立大学法人埼玉大学ノンディグリープログラム 規則

〔平成27年7月23日
規則第14号〕
改正 令和2. 5.28 2規則 7

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人埼玉大学大学院学則第38条の2第2項の規定に基づき、ノンディグリープログラム（以下「本プログラム」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本プログラムは、埼玉大学（以下「本学」という。）が社会に対し開かれた大学として、社会人の学び直し及び生涯学習に対する社会的要請に応えるために社会人の大学院進学を促進することを目的とする。

(本プログラムの企画・実施等)

第3条 本プログラムの企画・実施は、教育機構教育推進室（以下「教育推進室」という。）が行い、受講生の決定及び修了の認定は、教育推進室の審査を経て学長が行う。

(受講資格)

第4条 本プログラムの受講資格は、大学卒業又はこれと同等以上の学力があると認められる者とする。

(受講者決定手続)

第5条 本プログラムに受講申込があった場合、教育推進室は、受講希望授業科目を開設する研究科及び当該授業科目を担当する教員に対し、当該授業科目の受講の可否を確認する。

2 前項の確認の結果、受講可能である場合は、教育推進室は受講許可の審査を行う。

(受講生の募集)

第6条 本プログラム受講生の募集は、別に定める埼玉大学ノンディグリープログラム募集要項による。

(授業科目等)

第7条 本プログラムは、本学大学院の授業科目を開放して実施する。

2 受講した授業科目の成績評価基準により一定の成績を修めた場合は、当該授業科目ごとに本プログラム修了証書を交付する。

3 本プログラムの受講生には、授業科目の単位の認定を行わない。

4 前項の規定にかかわらず、本プログラム修了後、本学大学院各研究科に入学した者には、当該大学院研究科規程に基づき当該授業科目の単位の認定を行うことができる。

(受講料等)

第 8 条 本プログラムの受講料は、希望する授業科目毎に国立大学法人埼玉大学公開講座規則第 7 条に定める講習料の額を準用する。

2 既納の受講料は、還付しない。

(受講生の身分)

第 9 条 本プログラムの受講生は、受講する授業科目が開設される学期の間、ノンディグリープログラム受講生の身分を有する。

(受講生の義務)

第 10 条 本プログラムの受講生は、受講にあたり本学が行う教育及び研究に支障を生じさせないように努めるとともに、本学関係者の指示に従わなければならない。

(受講の停止)

第 11 条 本プログラムの受講生が、前条に規定する義務に違反し、本学の秩序を乱し、又は受講生としてふさわしくない言動等があった場合は、学長は、当該受講生の受講を停止することができる。

2 前項による受講の停止の場合であっても、既納の受講料は還付しない。

(損害賠償)

第 12 条 本プログラムの受講生は、故意又は過失により本学の施設、設備等を破損、滅失又は汚損したときは、速やかに届け出るとともに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(事務)

第 13 条 本プログラムに関する事務は、学務部教育企画課において処理する。

(雑則)

第 14 条 この規則に定めるもののほか、本プログラムの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 27 年 7 月 23 日から施行する。

附 則 (令和 2. 5. 28 2 規則 7)

この規則は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。